

第 8 6 回定例会

伊 方 町 議 会 会 議 録

NO. 1

令和8年9月8日 開会

伊方町議会

第 86 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 8 年 9 月 8 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 8 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 三好 要 書記 牛尾 元宣 書記 松下 洋二 書記 内堀 裕規
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 竹上 正也 監 査 委 員 大野 金能 総 務 課 長 谷村 栄樹 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 総 合 政 策 課 長 菊池 暁彦 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 河上 芳輝 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 菊池 拓也 上 下 水 道 課 長 清水 哲弘 学 校 教 育 課 長 清水 貴志 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 藤川 輝之 瀬 戸 支 所 長 阿部 茂之 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出議案の項目	報告第 6 号 令和 7 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 7 号 令和 7 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 報告第 8 号 債権の放棄について 議案第 57 号 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について 議案第 58 号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 59 号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 60 号 令和 7 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 61 号 令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 62 号 令和 7 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 63 号 令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認

	定について	
	議案第 64 号 令和 7 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第 65 号 令和 7 年度伊方町水道事業会計決算認定について	
	議案第 66 号 令和 7 年度伊方町下水道事業会計決算認定について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	8 番 清家慎太郎議員	9 番 山本吉昭議員

伊方町議会第86回定例会議事日程（第1号）

令和8年9月8日（火）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和7年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告第6号)

第 6 令和7年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について
(報告第7号)

第 7 債権の放棄について (報告第8号)

第 8 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について(議案第57号)

第 9 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第58号)

第10 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第59号)

第11 令和7年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第60号)

第12 令和7年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第61号)

第13 令和7年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第62号)

第14 令和7年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第63号)

第15 令和7年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第64号)

第16 令和7年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第65号)

第17 令和7年度伊方町下水道事業会計決算認定について (議案第66号)

1 散会宣告

開会宣告（10 時 00 分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第 86 回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、14 名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第 86 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます次第でございます。また、議員各位におかれましては、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、9 月に入り、朝夕は少しずつ過ごしやすくなってまいりましたが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。町内では柑橘の収穫作業など、大変忙しい時期を控えておりますが、一方で台風シーズンでもございます。近年は、台風の大型化や線状降水帯の発生などによる集中豪雨など、これまでの常識を超えた自然の猛威によって、甚大な被害が発生する傾向がございます。

8 月 13 日に千葉県、27 日に石川県及び富山県、30 日には福井県にも、レベル 5 大雨特別警報が発表され、記録的な大雨となったことによりまして、人的被害や住家被害などが相次いで発生いたしました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、本日は、西日本から東北にかけて、大雨を警戒するように気象庁から呼びかけられているところであります。なお、防災・減災対策に終わりはございません。全国各地で発生いたしました災害等を教訓としたうえで、今後とも関係機関と連携しながら、町の防災力の強化に努め、防災・減災に万全を期してまいります。

一方、一昨日は、伊方町で震度 6 弱の地震が発生し、大津波警報が発表されたという想定で、町の総合防災訓練を実施いたしました。各地区の自主防災会による高台への避難訓練には、多くの皆様にご参加をいただき、参加された皆様には、有事の際の避難経路や、各自がとるべき行動、また集落単位での共助活動などについて、確認を行っていただきました。今後とも、このような訓練を繰り返し行い、地域全体の防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、瀬戸の夕風まつりについてでございます。三輪車レース、ライブや花火など、約 1,500 人のご来場をいただき、大盛況のうちに終えることができました。運営にあたり、ご協力をいただきました関係者の皆様には、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。今後とも、観光施設の充実や 11 月 1 日に開催予定の新たなきなはいや伊方まつりなどの、イベントを通じまして、町の

PRを行い、町内外から、佐田岬半島の魅力を深く知っていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、伊方発電所についてでございます。

廃止措置作業中の伊方発電所1号機につきましては、四国電力から昨年11月20日に、廃止措置を第2段階へ移行するための計画変更を国へ申請するとともに、町に対しまして、事前協議の申し入れが出されており、その後、令和8年7月2日に、原子力規制委員会から当該廃止措置の計画変更が認可されております。

また、先月8月18日の町環境監視委員会におきまして、原子力規制庁から認可基準への適合性を含めた審査結果についてご説明をいただき、その後、廃止措置の現状を確認するため、伊方発電所の現地視察を行っております。廃止措置の第2段階におきましては、管理区域内設備の解体撤去に着手することに伴いまして、低レベル放射性廃棄物の発生が見込まれております。四国電力には、町や町民の皆様に対しまして、計画の安全性を丁寧に説明するとともに、発電所敷地内にある放射性廃棄物を早期に処分するよう、継続して求めていく所存でございます。本件につきましては、現在、議会の原子力発電対策特別委員会におきましても調査をされておりますので、議会の状況も踏まえたうえで、最終的な判断をしてまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、引き続きご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取り組みといたしましては、障害児の放課後等デイサービスの通所支援の増額、中山間地域等の農業振興を図る直接支払交付金の増額、10月31日に東京都で開催されます全国消防操法大会の出場経費、伊方消防署の建設費の増額等に伴う負担金の増額などを計上いたしておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・報告 3件
- ・条例改正 3件
- ・令和7年度決算認定 7件
- ・補正予算 3件
- ・契約の締結 3件
- ・財産の取得 1件
- ・その他 6件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 清家慎太郎議員、9番 山本吉昭議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、10日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」。お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

一般質問は、大綱ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

阿部孝志議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、近年の自然災害を踏まえた本町の防災対策について、質問いたします。

大綱1「近年の大規模自然災害を踏まえた伊方町の防災対策について」

近年、全国各地で地震や台風、線状降水帯による豪雨など、大規模な自然災害が相次いで発生しています。7月に発生した熊本地方での地震においても、多くの住民が避難を余儀なくされ、道路やライフラインの寸断、長期に渡る避難生活など、災害への備えの重要性が改めて浮き彫りとなりました。また、毎年のように発生する台風や集中豪雨では、土砂災害や河川の氾濫などにより、全国で尊い命が失われています。災害は、いつどこで発生するか予測することができません。だから

こそ、想定外をなくすための不断の備えと、災害の教訓を迅速に行政施策へ反映させることが重要であると考えます。地方議会には行政を監視する役割だけではなく、地域課題を分析し、より良い政策を提案する政策形成機能が求められています。その立場から、本町の防災対策について質問いたします。

伊方町は、佐田岬半島という細長い地形に位置し、急傾斜地が多く、津波、土砂災害、高潮、更には、道路の寸断による孤立集落の発生など、他の自治体にはない特有の災害リスクを抱えています。また、高齢化率が高く、避難に支援を必要とする方も少なくありません。更に、本町には原子力発電所が立地しており、自然災害と原子力災害が同時に発生する複合災害への備えも必要不可欠です。

そこで、町長にお伺いいたします。

まず、熊本で発生した地震や全国各地で発生している台風・豪雨災害から得られた教訓を、本町の地域防災計画や災害対応にどのように反映しているのでしょうか。また、新たな課題として認識している事項があれば併せてお聞かせください。

次に、高齢者や障がいのある方など、避難に支援が必要な方々に対する個別避難計画の作成状況と、その計画が実際の災害時に機能するための地域住民や自主防災組織、消防団との連携体制についてお伺いします。

また、近年の災害では道路の寸断や停電、通信障害が長期間続く事例が数多く見られました。本町でも同様の事態が発生した場合、孤立する可能性がある地域への支援体制や備蓄物資、非常用電源、通信手段の確保について、現在どのような対策を講じているのか、お聞かせください。

更に、避難所生活の質の向上も重要な課題です。高齢者や乳幼児、女性、障がいのある方など、様々な立場の方が安心して避難生活を送ることができるよう、段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、空調設備、非常用電源などの整備状況と、今後の充実について町長のお考えをお伺いします。

私は、防災対策は行政だけが担うものではなく、地域全体で支え合う体制づくりが何より重要であると考えております。そのためには、地域住民が主体となる実践的な避難訓練の充実、防災士など地域防災リーダーの育成、防災教育の推進、更にはデジタル技術を活用した迅速な情報伝達など、平時からの取組を更に強化していく必要があります。

また、本町の地域特性を踏まえ、自然災害と原子力災害が重なる複合災害を想定した訓練や避難計画についても、より実践的な検証と見直しを継続していくことが重要であると考えます。防災は、災害が起きてから対応するものではなく、災害が起きる前に命を守るための備えであります。近年頻発する自然災害の教訓を1つも無駄にすることなく、本町の実情に即した防災対策を着実に進めることが、住民の生命と財産を守ることに繋がります。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。

本町が今後、災害に強いまちとして更に防災力を高めていくために、どのような方針のもとで防災施策を推進していくのか、その決意をお聞かせいただき、私の一般質問といたします。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 阿部孝志議員の「近年の大規模自然災害を踏まえた伊方町の防災対策について」のご質問にお答えいたします。

近年、先ほども申しましたが、令和 6 年能登半島地震をはじめ、本年の熊本地震や千葉豪雨、そして、石川県、富山県や福井県を襲った記録的な豪雨など、全国で大規模災害が頻発しております。

細長い佐田岬半島に位置し、急傾斜地や土砂災害リスクを抱える本町におきましては、幹線道路である国道 197 号等の寸断による孤立リスクや南海トラフ巨大地震、更には原子力発電所を抱える地域としての原子力複合災害への備えは、最優先で取り組むべき極めて重要な課題でございます。

それでは、まず、ご質問 1 点目の「災害教訓の本町への反映について」でございます。

本年発生いたしました熊本地震では、酷暑での避難生活、広域断水、在宅・車中泊避難者の増加、支援物資の目詰まりといった課題が顕著となりました。本町では、これを重く受け止め、地域防災計画の不断の見直しを進めております。特に受援体制においては、民間事業者のノウハウや機動力を組み込む、共助・協働の強化を図っております。なお、昨年の町総合防災訓練では、夜間想定にもかかわらず、町民の約半数にあたる 3,245 人の皆様にご参加いただきました。一人ひとりの主体的な取り組みが大きな力となり、実際の災害時に役立つ、非常に実践的な検証を行うことができました。

次に、2 点目の「個別避難計画の作成と地域との連携について」でございます。

本町の避難行動要支援者の個別避難計画は、対象 173 名のうち 169 名の策定が完了し、策定率は 97.7%に達しております。町といたしましては、誰一人取り残さない防災の実現に向け、引き続き、対象者や関係者の皆様に趣旨のご理解をいただきながら、100%策定を目指し、全力で取り組んでまいります。なお、策定した計画や名簿につきましては、平時から、消防、警察、社会福祉協議会、消防団、民生児童委員、そして、自主防災組織の皆様としっかりと共有し、日頃の見守りから緊急時の避難支援まで万全の体制を整えております。

あわせて、地域で支え合う共助の力を更に高めるため、町内 149 名の防災士に加え、今年度は、新たに、中・高校生を対象とした防災士養成講座を開講いたしました結果、受講者の中から中学生 6 名、高校生 7 名が合格され、新たに防災士に加わっております。この将来を担う若い力が、地域防災の新たな主役として活躍されることを大いに期待しております。

次に、3 点目の「孤立対策、物資、非常用電源、通信の確保について」でございます。

本町は、佐田岬半島という地理的特性から、道路寸断による集落孤立のリスクが極めて高い地域でございます。

まず、訓練につきましては、本年 11 月に井野浦地区及び串地区でスターリンクやドローンを活用した、内閣府主催の孤立集落防災訓練を行うほか、国土交通省や県の総合防災訓練を通じて、実践的な避難検証を展開してまいります。

次に、インフラや物資の確保でございます。本町にとりまして、命の道となります、地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道の全線整備と、伊方町への早期延伸を最優先課題として、国や県へ強力に働きかけてまいります。

次に、物資の備蓄につきましては、公助 3 日分と自助 4 日分を合わせた、計 7 日分の備蓄を推進するとともに、災害時孤立等対策補助金により、家庭用冷凍庫、ポータブル蓄電池や家庭用発電機の購入支援、そして、防災用井戸の整備支援を進めております。

また、断水対策としましては、給水車や給水タンク 37 基、背負い式の給水袋約 1 万個等を分散配備するほか、県の災害協定に基づき、ミキサー車による水輸送や迅速な水道復旧体制を構築しております。なお、非常用電源と通信につきましては、国の BCP 指針に基づき、本庁舎及び代替拠点施設となります支所において、72 時間、業務継続可能な非常用電源設備と燃料備蓄を計画的に整備することとしております。

更に、2 か年で進めております、防災行政無線更新事業をはじめ、八西 CATV や臨時災害放送ラジオ局などの、情報伝達の多重化を強力に進め、指揮系統の途絶や情報遮断を防ぐ対策に、万全を期してまいります。

次に、4 点目の「避難所の状況と生活環境の充実について」でございます。

熊本地震などで大きな課題となりました、酷暑対策や衛生面の問題を踏まえ、避難所生活の質を向上させるため、いわゆる TKB、トイレ・キッチン・ベッドの環境整備を強力に推進しております。今年度は、避難される方のプライバシー保護と健康維持を図るため、パーテーション 489 張り、エアベッド 1,131 台を追加購入し、配備いたします。また、食事と衛生面におきましては、伊方町キッチンカー協会と連携した、温かい食事の提供体制を構築するとともに、備蓄済みの携帯トイレ 9 万 5 千個や整備済みの災害用トイレコンテナに加え、マンホールトイレの計画的な整備を進めてまいります。

暑さ寒さ対策につきましては、指定避難所 39 箇所のうち、計画中也含めると 28 施設、率にして約 72%の指定避難所で、エアコンなどの冷暖房設備を整備しており、残る避難所につきましても、順次、計画的に整備を進めているところでございます。加えて、本町独自の顔認証技術を活用した避難 DX により、身一つでの避難であっても、迅速な安否確認や要支援情報の把握を行ってまいります。

次に、5 点目の「自然災害と原子力災害の複合災害への対応について」でございます。

本町は、管理 7 施設を含む、約 3 千人分の放射線防護施設を確保し、発電所西側の半島全域を予防避難エリアに指定して、早期の予防避難体制を整えております。

万が一の陸路寸断時におきましても、自衛隊や海上保安庁、民間フェリーによる海路や、町内 50 箇所のヘリポートを活用した空路によりまして、松前町や大分県などの広域避難先へ、速やかに避難できる体制を確立しております。今後も、国・県の総合防災訓練を通じて得られた、知見や課題をしっかりと取り込み、計画の実効性を絶えず高めてまいります。

最後に、今後の防災施策に対する私の決意を申し上げます。

防災の本質とは、想定外という言葉に逃げることなく、事前に命を守る、確実な仕組みをつくり上げることにあると考えております。本町におきましては、ハード・ソフト両輪での対策を進めるとともに、先月、8月に愛媛県との合同災害対策本部運営訓練を実施いたしました。全課長級職員が参加して実践的な検証を行い、行政としての対応能力と組織力の更なる強化に取り組んだところでございます。

本町は、日本一細長い佐田岬半島という地理的特性、そして、原子力発電所を抱える町として、全国で最も高い安全意識と真に効力を発揮する備えを追求し続けなければなりません。防災・減災に終わりは無いという断固たる決意のもと、町民の皆様の尊い生命と豊かな暮らしを守り抜くために、私はその先頭に立ち、議員各位をはじめ、町民の皆様と緊密に連携・協働しながら、伊方町の防災力強化に向け、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

以上、阿部孝志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

阿部議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 町長答弁では、水については、給水タンク37基や給水袋約1万個、防災用井戸の整備支援。トイレについては、携帯トイレ9万5千個やトイレコンテナ、マンホールトイレの整備を進めているとのことであり、備えが進んでいることは理解しました。特に、熊本地震においても、水とトイレの問題がかなり出ておりまして、伊方町では、十分対策のほうは進んでいると理解させていただきました。

しかし、本町では、道路が寸断されれば、集落は孤立し、給水車や支援物資がすぐに届かないことも想定されます。そこで、町全体で、何個備蓄しているかだけではなく、孤立リスクの高い限界集落、いわゆる地域から水とトイレが何日分確保されているか点検し、不足する地域には、重点的に分散配置する必要があると考えております。

また、本町には、旧学校などの現在、十分に活用されていない遊休施設もあります。耐震性や立地条件を確認したうえで、活用できる遊休施設については、水、携帯トイレ、非常用電源、防災資機材などを備蓄し、災害時の地域防災拠点として活用してはいかがでしょうか。新しい施設を造るのではなく、今ある施設を防災に活かすことで、比較的取り組みやすく、地域への分散備蓄にも繋がると考えています。

孤立リスクの高い地域における水とトイレの確保、そして、遊休施設を活用した、地域防災拠点の設備についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

各集落をもっと詳しく精査して、それぞれに必要なものを各集落に配備したらどうかという趣旨だと理解いたします。管理がどの程度できるかというところもあろうかと思いますが、担当課がそれぞれ各集落と協議をして、また、各集落にどの程度のものが必要かということを精査して、なるべく、地区の要望にそった形で対応してまいりたいと思っております。

また、今回、職員が熊本に行ってまいりました。その時の職員の話を先般、聞かせていただきました。トイレも色んなタイプがあって、1個1個ラップしてくれるようなトイレ、今日の新聞を見てみますと、西条市が導入するようでございますけれども、そのトイレが非常に使い勝手が良いというふうなことも職員から聞きました。そういった新しい情報を入れながら、少しでも町民の皆様の避難時に、快適に過ごせるようなことを常に検討してまいりたいと思っております。

更に、遊休施設の活用につきましては、私も日頃から言っておりますけれども、町の施設を4つの区分によって、検討してもらいたいということを職員にも言っております。

1 番目には、現状のまま有効に町の施設を使う。

2 番目には、町の施設を集約、統合して、複合施設として使う。

3 番目には、民間の知恵を借りる、民間の協力を得る、そういった民間の方に入っていて、有効に活用をする。

4 番目には、そういったことに該当しない施設については、優先順位をつけて除却を進めていく。

この4つの区分を基本に、町施設の整備を進めてまいりたいと思っております。その中に、議員ご指摘のような災害時の備蓄、あるいは、災害時の避難所拠点等々の考え方も取り入れて、有効に活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

阿部議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 先ほどの町長答弁から、本町では、水やトイレ、他の施設の有効活用など、様々な防災対策を着実に進めていることは十分理解させていただきました。災害は、行政の想定を超えて発生することがあります。そのため、防災対策は現状に満足することなく、常に点検し、改善を積み重ねていく姿勢が重要だと考えます。

そこで、最後にお伺いします。

近年の災害では、他の自治体の先進的な取り組みや、実際の被災地から得られた教訓を迅速に取り入れることが防災力の向上に繋がっています。先ほど、町長が言われましたように、西条市がラップトイレの採用をしたということ、伊方町としても、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

また、伊方町としても、町内だけで完結するのではなく、他の近隣自治体の優れた事例や日本全国の自治体の事例、また、新しい防災技術・防災資機材などを積極的に調査・導入して、防災対策を継続的に進化させていくお考えはあるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

また、町民の命を守るため、町長も言われましたが、防災に終わりはありません。伊方町は、半島という地理的条件に加え、原子力災害の備えも必要とする、全国でも数少ない自治体でもあります。だからこそ、全国トップレベルの防災の町を目指すという強い決意を、町長から町民の皆様へお示しいただきたいと思います。

最後に、町長の今後の取り組みに対する決意をお聞かせいただき、私の一般質問を終わります。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 最新の知見を常に求めていく、全国の情報を集めていくというのは、当然のことであると思います。能登半島地震のあとで、同じ原発の立地町であります、志賀町の町長と随分そのことについて、お話を伺わせていただきました。やはり 1 番困ったのは、トイレと水だということをお伺いいたしました。特に、公共下水が寸断されて、その対応には苦勞しました。それと、水、通信、そういったところであったわけでございます。そういったことも色々と参考にさせていただいて、そして、先ほども申しましたけれども、熊本に行った職員の感じたこと等々も活かしながら、万全の体制、少しでも防災に対する安全を高めていくという努力は、不断に努めてまいりたいと考えております。

具体的なことがありましたら、また、担当課長から申し上げさせていただきたいと思います。先ほども申しましたように、防災に終わりはないということでございます。常に新たな知見を求めながら、この非常に厳しい佐田岬半島の地形の中で、町民の皆様をひとりも取り残すことなく、生命・財産を守るというのは、町としての 1 番大きな使命でございます。精一杯、良い方に向かって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○防災統括監（兵藤貞樹） 議長

○議長（福島大朝） 防災統括監

○防災統括監（兵藤貞樹） 防災を直接担っております、防災統括監として、お伝えしたい点がございます。

具体的な数値ではございませんが、町長が防災・減災に終わりはないという決意を述べられました。これは町民に対するメッセージであると共に、我々職員に対する強いメッセージであるというふうに私は認識しております。この言葉をしっかりと受け取りまして、防災部局のみならず、全庁的に今後、防災対策の構築に取り組みまして、伊方町民の命、暮らしを守るために全力で、職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、阿部議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は 11 時 00 分といたします。

（休憩 10：40～11：00）

報告第 6 号

○議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 5「令和 7 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第 6 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 報告第 6 号、令和 7 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。内容につきましては、先の議員全員協議会でご説明させていただいたとおりでありますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字に表れません。

実質公債費比率は 6.8%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っております。

次に、公営企業会計における資金不足比率の状況ですが、全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数字に表れません。いずれも、経営健全化基準を下回っております。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 6 号、令和 7 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてを閉じます。

報告第 7 号

○議長（福島大朝） 日程第 6「令和 7 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第 7 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（竹上正也） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（竹上正也） 報告第7号、令和7年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書について、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、それを公表することとなっております。この報告書は、令和7年度の実施事業について、点検・評価をまとめたものです。

伊方町第2次総合計画において示されておりました将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育における基本目標を「ふるさと愛いっぱいの人材が育ちまちづくり」と決めました。その基本方針のもと、学校、家庭、地域の連携・協働を図りながら、学校教育・社会教育の各分野において教育行政を総合的に推進してまいりました。

2頁から11頁上段には、伊方町教育委員会の教育重点施策を、11頁下段から14頁にかけて、教育行政執行の概要を掲載しております。

個々の事業につきましては、15頁から22頁にかけて、4段階に分けて評価しております。

また、評価委員総評を23頁に掲載しておりますので、お目通しください。

この点検・評価を生かして、今後は、より効果的な教育行政の推進を図り、さまざまな事業に取り組んでまいります。

以上で、令和7年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書についての説明といたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号、令和7年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についてを閉じます。

報告第8号

○議長（福島大朝） 日程第7「債権の放棄について」報告第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 報告第8号、債権の放棄について、ご説明いたします。

本件は、伊方町債権管理条例第12条第1項の規定に基づいて債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回放棄した債権の名称、額、放棄の根拠となる条例の条項などは、表でお示ししているとおりでございます。

担当課におきまして、文書催告などにより債権の回収に努めてまいりましたが、回収困難な状況

が続き、伊方町債権管理条例第 12 条第 1 項各号に規定する状態に至っているものについて、当該債権の放棄をいたしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 8 号、債権の放棄についてを閉じます。

議案第 57 号

○議長（福島大朝） 日程第 8「伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（河上芳輝） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（河上芳輝） 議案第 57 号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、中浦老人憩の家を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、新旧対照表をご覧ください。

現行の別表に規定されております中浦老人憩の家の規定を削るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 57 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 58 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 58 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（福島大朝） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第 58 号、伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉の利用料金の見直しのため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容を、新旧対照表にて、ご説明いたします。

別表中、1. 温泉施設の利用料金の温泉温浴施設・特別料金・家族風呂利用料金を 1 室 3 千円から 5 千円とし、2. 宿泊施設の利用料金の 1 部屋 1 人あたり利用料金を 1 泊 2 日 2 万円から 3 万円とするものでございます。実際の利用料金につきましては、改正後を上限として、本条例で定める方法にて、改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号、伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 59 号

○議長（福島大朝） 日程第 10「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 59 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長（山本宏貴） 議長

○議長（福島大朝） 生涯学習課長

○生涯学習課長（山本宏貴） 議案第 59 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、老朽化で腐食が進んでいる塩成地区の夜間照明施設を廃止し、社会体育施設及び学校開放施設の空調使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、夜間照明の名称及び位置を定めております、別表第 1 中、塩成地区の夜間照明の項を削り、各夜間照明の使用料を定めております、別表第 4 中、塩成地区の夜間照明の項を削るものでございます。

社会体育施設及び学校開放施設の空調使用料につきましては、別表第 2 の体育館等の使用料に、空調の欄を新たに設け、2 時間以内の額を 2 千円、1 時間超過加算額を 1 千円と定め、学校開放施

設につきましては、別表第 6 に体育館（空調）の項目を追加し、2 時間以内の額 1 千円、1 時間超過加算額を 500 円とするものです。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和 8 年 10 月 1 日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 60 号から議案第 66 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「令和 7 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 60 号から日程第 17「令和 7 年度伊方町下水道事業会計決算認定について」議案第 66 号までの 7 議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 議案第 60 号、令和 7 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 66 号、令和 7 年度伊方町下水道事業会計決算認定についてまでの 7 議案につきましては、町の全 7 会計の決算認定を求めるものでございます。

令和 7 年度一般会計決算状況は、歳入総額 121 億 9,211 万 1,018 円、歳出総額 117 億 5,086 万 9,544 円、差し引き 4 億 4,124 万 1,474 円となっており、このうち翌年度への繰越財源 2 億 4,247 万 1,150 円を差し引いた実質収支は、1 億 9,877 万 324 円となっております。

次に特別会計です。

特別会計 4 会計の決算状況は、歳入総額 34 億 4,023 万 4,691 円、歳出総額 34 億 598 万 8,798 円、差し引き 3,424 万 5,893 円となっております。

令和 7 年度は翌年度への繰越財源がないため、実質収支は歳入歳出差し引き額と同額の 3,424 万 5,893 円でございます。

次に、企業会計の決算状況のうち水道事業会計についてです。

収益的収支については、収入額 4 億 4,684 万 7,484 円に対し、支出額 4 億 2,246 万 9,218 円、差し引き 2,437 万 8,266 円の決算となっております。

資本的収支については、収入額 2,540 万 4 千円に対して、支出額 4,950 万 4,133 円、収入額から繰越財源 2,500 万円を除き、差し引き 4,910 万 133 円の不足となっておりますが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、下水道事業会計です。

収益的収支については、収入額 4 億 3,588 万 9,678 円に対し、支出額 3 億 7,025 万 2,279 円、差し引き 6,563 万 7,399 円の決算となっております。

資本的収支については、収入額 5,105 万 2,500 円に対し、支出額 1 億 7,014 万 908 円、収入額から繰越財源 833 万 9 千円を除き、差し引き 1 億 2,742 万 7,408 円の不足となっておりますが、この不足額については、積立金、当年度損益勘定留保資金と当年度未処分利益剰余金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、すでにお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（大野金能） 議長

○議長（福島大朝） 大野代表監査委員

○代表監査委員（大野金能） それでは、令和 7 年度の決算審査意見書につきましては、議員の皆様にご示しをさせていただいておりますので、その概要について、補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長から審査に付された令和 7 年度伊方町一般会計及び特別会計決算における歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等並びに水道事業会計決算並びに下水道事業会計決算に関し、関係諸帳簿、証拠書類等につきまして、令和 8 年 7 月 21 日から 8 月 10 日にかけて、実質 7 日間に渡りまして、阿部監査委員並びに会計管理者及び監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が 121 億 9,211 万 1,018 円、歳出総額が 117 億 5,086 万 9,544 円の収支となっております、差し引き 4 億 4,124 万 1,474 円の剰余金が生

じておりますが、この中には翌年度への繰越財源 2 億 4,247 万 1,150 円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は 1 億 9,877 万 324 円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 98.50%と、前年度に比べ、0.08 ポイント上回っております。しかしながら、依然として、町税及び住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から、収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められます。ただし、委託においては、経済的合理性が高まるなど有益な部分もありますが、その委託業者が適切なのかどうかの適格性を見極めや、支出明細の管理、業務成果の確認が重要となります。常にサービスの対価であることを念頭に置き、目的への適合性や、支出の用途を確認しながら、業務委託の必要性和金額の妥当性を意識することを、強く望むものであります。

繰越明許費については、翌年度繰越額は 7 億 6,948 万 6,873 円となっております。繰越事由の主なものは、関係機関との協議に日数を要したこと等により、年度内に事業が完了できなかったことなどが主な要因でした。繰越しは会計年度独立の原則の例外的措置であることに留意し、事業の実施にあたっては、事前の調査や協議を十分に行うとともに、関係者等との円滑な調整や進行管理を徹底し、外的要因による遅延リスクへの対応も含め、引き続き、計画的かつ効率的な事務の執行に努められたい。

また、不用額については、3 億 3,689 万 583 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることのないよう適切な予算の執行管理に努められたい。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、4 つの会計がございます。いずれの会計も、黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は一般会計からの多額の繰入により、収支同額の決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少等によるもので、厳しい経営環境下にあります。適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

本町の一般会計における主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。人口減少等により町税収入は不安定な状況が続いており、償却資産は年々減少が見込まれます。また、地方交付税についても国勢調査人口の減に伴う減額により財政運営は一段と厳しくなるものと思われます。つきましては、事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き、住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町水道事業給水条例及び事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類

共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 1,507 万 7,360 円の純利益が生じておりますが、これは、一般会計からの補助金 1 億 4,362 万 9 千円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、33.78%となっております。今後も、同様の依存体質が続くものと予想されるところであります。水道事業は、独立採算性での運営を行うことが基本原則であります。水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大等が相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

続きまして、下水道事業会計でございますが、下水道法等及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町下水道条例及び事業計画に基づいて、適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 6,649 万 5,210 円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金 1 億 5,894 万 2,229 円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は 36.95%となっております。今後も、同様の依存体質が続くものと予想されるところであります。下水道事業会計は、令和 6 年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に移行したことにより、財務諸表の作成等を通じて、経営成績や財政状態などの把握、分析が可能となりました。

下水道事業も独立採算性での運営を行うことが基本原則であります。適正な施設の維持管理を図りつつ、中長期的な視野をもって収益の確保、更なるコストの縮減に取り組み、より効率的で安定した経営に努められるよう関係各位の更なる努力に期待をいたします。

結びに、令和 7 年度の審査を通してでございますが課所掌の事務、事業別決算につきましては、それぞれ決算審査の中で、意見や要望等を課長さん方に申し上げさせていただきました。地方自治法第 2 条第 14 項に、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと謳われております。今後とも、職員の皆様に期待とお願いをいたします。

また、先が見通せない厳しい執務環境の中、職務に精励されている理事者をはじめ、関係者のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも、つつがなく職務を全うされますようお願いをいたしまして、審査意見の補足といたします。

○議長（福島大朝） お諮りいたします。只今、説明のありました、令和 7 年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手元に配付の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 7 年度伊方町一般会計歳入歳出決算以下決算関係 7 議案を、総務文教厚生及び産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。9日から14日は休会。15日は、午前10時から各常任委員会合同によります、令和7年度決算の審査を行います。16日は休会。17日は午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員